

関税法基本通達の一部改正について

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）第 2 条の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができる独立行政法人農畜産業振興機構について、同機構の組織変更に伴う所要の整備を行うため、関税法基本通達の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。  
70 - 3 - 1 の別表第 1 中

「

(ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）	第 2 条《機構による生糸の輸入》 第 7 条《輸入に係る生糸の機構への売渡し》 第 11 条	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長（横浜又は神戸の事務所長。以下同じ。）の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」
---	---	--

」を

「

(ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）	第 2 条《機構による生糸の輸入》 第 7 条《輸入に係る生糸の機構への売渡し》 第 11 条	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長（横浜又は大阪の事務所長。以下同じ。）の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」
---	---	--

」に

改める。